

## 2025 年度 総合研究所 大学院生研究助成 募集要項

甲南大学総合研究所

### 1. 助成の趣旨

この助成事業は、学際的あるいは先端的な研究に挑戦しようとする大学院生の研究チームまたは個人を対象として、研究奨励のために助成金を交付するものです。

### 2. 応募資格

学際的あるいは先端的な研究に挑戦しようとする意欲のある大学院生の研究チームまたは個人で、以下のすべての要件を満たしていること。

- 1) 甲南大学大学院に在籍している者。ただし、次に該当する者を除く
  - (ア) 標準修業年限超過者
  - (イ) 休学中の者
  - (ウ) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員
  - (エ) 次世代研究者挑戦的プログラム (SPRING) に採択されている者
- 2) 指導教員の推薦を得られる者
- 3) 研究科間又は専攻間の交流促進を意図した研究発表会等に積極的に参加・発表する意思を有する者
- 4) 甲南大学が主催する社会貢献、高大連携、地域連携、及び産官学連携に関するイベントへ積極的に参加する意思を有する者
- 5) 国際学会での発表や留学（短期のものを含む）の経験を有する者、または今後、積極的に挑戦する意思を有する者

### 3. 助成期間及び助成金額

助成期間は、2025 年度の 1 年間に限ります。ただし、過年度の採択者が本年度の助成に応募することは可能です。研究助成 1 件あたりの上限は、博士後期課程在学中のチームまたは個人については 75 万円、修士課程在学中のチームまたは個人については 30 万円とし、申請書類に基づき、総合研究所 大学院生研究助成審査委員会が助成金額を決定します。

※助成対象の費目については、採択チームまたは採択者に別途、通知します。

### 4. 助成対象期間

本助成に採択され、助成金額の決定（2025 年 5 月末頃）から 2026 年 3 月 31 日まで

### 5. 募集人数

若干名

## 6. 応募方法・締切

所定の申請書類【様式 1】～【様式 3】に必要事項を記入し、履歴書を添えて応募受付期間内にフロンティア研究推進機構事務室までメール添付で提出すること。

ただし、【様式 3】は、指導教員から直接提出されるため、応募者から提出する必要はありません。

なお、研究チームで応募する場合、【様式 3】の指導教員推薦書は、応募者ごとに指導教員の推薦書を提出すること。（送信先：[souken@ml.konan-u.ac.jp](mailto:souken@ml.konan-u.ac.jp)）

### <応募受付期間>

2025 年 3 月 17 日（月）～2025 年 4 月 30 日（水）17 時

期限を過ぎて送信された申請書類は受理しません。

## 7. 選考方法

総合研究所 大学院生研究助成審査委員会において、書類審査により選考します。応募者多数の場合、研究内容についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施することがあります。

なお、総合研究所は、共同研究の活性化を目指していることから、選考に当たっては、個人研究より共同研究の方を優先的に採択することがあります。

## 8. 研究成果の報告

助成金の交付を受けた採択チームまたは採択者は、研究成果について、当該年度終了後所定の様式により、2026 年 4 月末までに報告書を提出すること。提出された報告書は、総合研究所ホームページ等を通じて公表されます。

## 9. その他

本助成事業に採択されたチームまたは採択者が、「甲南大学におけるヒトを対象とした研究に関する規程」第 2 条第 1 号に規定する「ヒトを対象とした研究」を行う場合は、本助成事業に採択後、研究計画書、所定の審査申請書及び同意書を学長に提出の上、「ヒトを対象とした研究に関する倫理審査委員会」の審査を受けなければなりません。審査の結果、不承認となった場合は、本助成事業の採択を取り消すことがあります。

【参考】「甲南大学におけるヒトを対象とした研究に関する規程」（抜粋）  
（趣旨及び基本原則）

第 1 条 大学等におけるヒトを対象とした研究は、人の健康・福祉・先端医療の開発展開のみならず、人の健康増進等において必要な手段である。この規程は、倫理及び安全管理の観点から、甲南大学におけるヒトを対象とした研究に関する倫理審査委員会の設置、研究の実施計画の承認手続き等に必要な事項を定めるものとする。

2 この規程は、ヒトを対象とする医学研究の倫理的原則を定めたヘルシンキ宣言(1964 年世界医師総会採択)及び疫学研究に関する倫理指針(平成 16 年文部科学省・厚生労働省告示第 1 号)を踏まえて必要な事項を定め、もつて人権と尊厳の保障、安全性の確保並びに被験者(被検者)の立場に立つた検査実験技術の実現を目指す観点から、その適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) ヒトを対象とした研究 教育又は研究のためにヒトを対象に自覚的検査及び他覚的検査を行うことをいう。
- (2) ヒトを対象とした研究責任者 ヒトを対象とした研究を実施する専任教員のうち、研究を立案し、当該研究計画の実施について、責任を負う者のことで、審査の申請を行い、障害発生の場合は、ただちに委員会に報告を行うこととする。
- (3) ヒトを対象とした研究従事者 教員、職員、学生その他、ヒトを対象とした研究の実施に携わる者をいう。
- (4) 研究対象者 ヒトを対象とした検査実験において、被験者(被検者)及び疫学研究における調査対象者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、第1条のもとで本学において実施されるヒトを対象とした研究等に適用される。

2 ヒトを対象とした研究責任者は、実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定めるヒトを対象とした研究等に関する基本指針に基づき、実験等が実施されることを確認するとともにヒトを対象とした研究に関する倫理審査委員会で承認を受けることとする。

(中略)

(申請の手続き)

第9条 研究計画の審査を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、研究計画書と別記様式第1号の審査申請書及び別記様式第2号の同意書を添えて、学長室を通して学長に提出しなければならない。

ただし、疫学的調査などで同意書を得る必要がない場合あるいは各研究対象者から同意書を得ることが困難な場合には、その理由を別記様式第1号の審査申請書の項目8に記載するものとする。

2 学長は、研究計画書及び審査申請書を受理したときは、速やかに委員長にその審査を付議する。

3 申請者は、研究終了後に速やかに別記様式第5号研究終了報告書を学長に提出しなければならない。

(審査の判定)

第10条 審査の判定は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 承認
- (2) 条件付承認
- (3) 変更の勧告
- (4) 不承認
- (5) 非該当

2 承認、条件付承認の場合は、研究を実施することができる。ただし、条件付承認の場合は、委員会の指示した条件に従わなければならない。

10. 問い合わせ先

フロンティア研究推進機構事務室（総合研究所担当）

TEL : 078-435-2331

E-mail : [souken@ml.konan-u.ac.jp](mailto:souken@ml.konan-u.ac.jp)